

宜野湾市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和5年3月14日

宜野湾市監査委員 宮城 豊信

宜野湾市監査委員 山城 康弘

監査の種類 令和4年度第5期定期監査

措置を講じた部等 教育委員会教育部
・施設課 ・市民図書館

監査の期間 令和5年1月16日から令和5年2月27日まで

監査の結果及び措置の内容

○施設課

項目	指摘事項	措置状況
大謝名小学校ブロック塀等改修工事について	当該契約の課税事業者届出書の課税期間に錯誤がみられる。適正な事務処理に努められたい。	今後は、課税事業者届出書の課税期間について担当者以外の職員含め複層的にチェックを実施し、適正な事務処理及び再発防止に努めてまいりたい。

○市民図書館

項目	指摘事項	措置状況
池清掃業務委託について	当該委託契約について、仕様書に定める提出書類が不備となっている。適正な事務処理に努められたい。	今後は、このようなことのないよう仕様書の規定事項に沿って適正な事務処理に努めてまいります。